

大学発新産業創出プログラム プロジェクト推進型 SBIRフェーズ 1 支援

公募説明会

2025年3月

スタートアップ・技術移転推進部

スタートアップ第1グループ



科学技術振興機構

目的

各省庁等から社会ニーズ・政策課題をもとに提示された「研究開発テーマ」に対して、

大学等の研究者による独創的アイデアにより研究者自らが

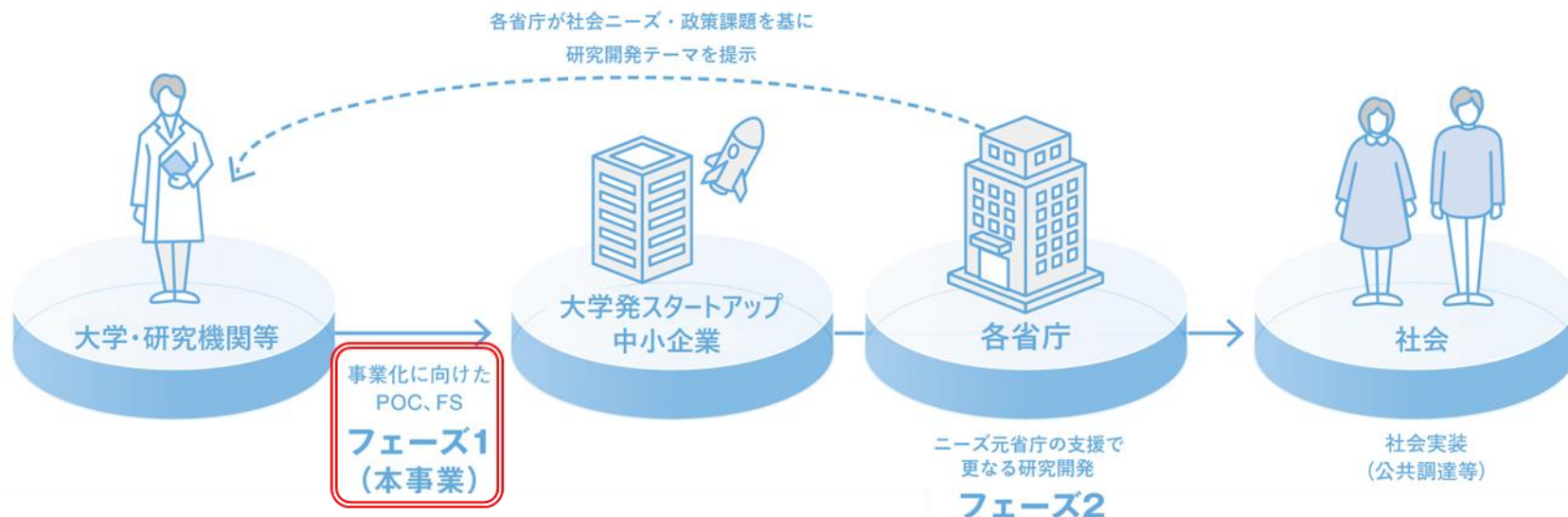
概念実証（POC）や実現可能性調査（FS）を実施し、

大学等発スタートアップの起業や、

大学等発スタートアップを含む既存中小企業（設立15年以内）への技術移転※を行うことにより、

新技術の早期社会実装を支援することを目的とします。

※一部、技術移転が対象外の研究開発テーマがあります。



背景 ～日本版SBIR制度の抜本改革～

日本版SBIR制度（Small Business Innovation Research）は、スタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を円滑に社会実装し、それによって我が国のイノベーション創出を促進するための制度です。

研究開発型スタートアップ等への補助金等の支出機会の拡大や、初期段階の技術シーズから事業化までの一貫した支援に、内閣府をはじめ関係省庁が連携して取り組みます。

従来：中小企業等の研究開発に対する補助金の支出増大・様々な方法で成果の事業化を支援
2021年度～：イノベーション創出に寄与する制度

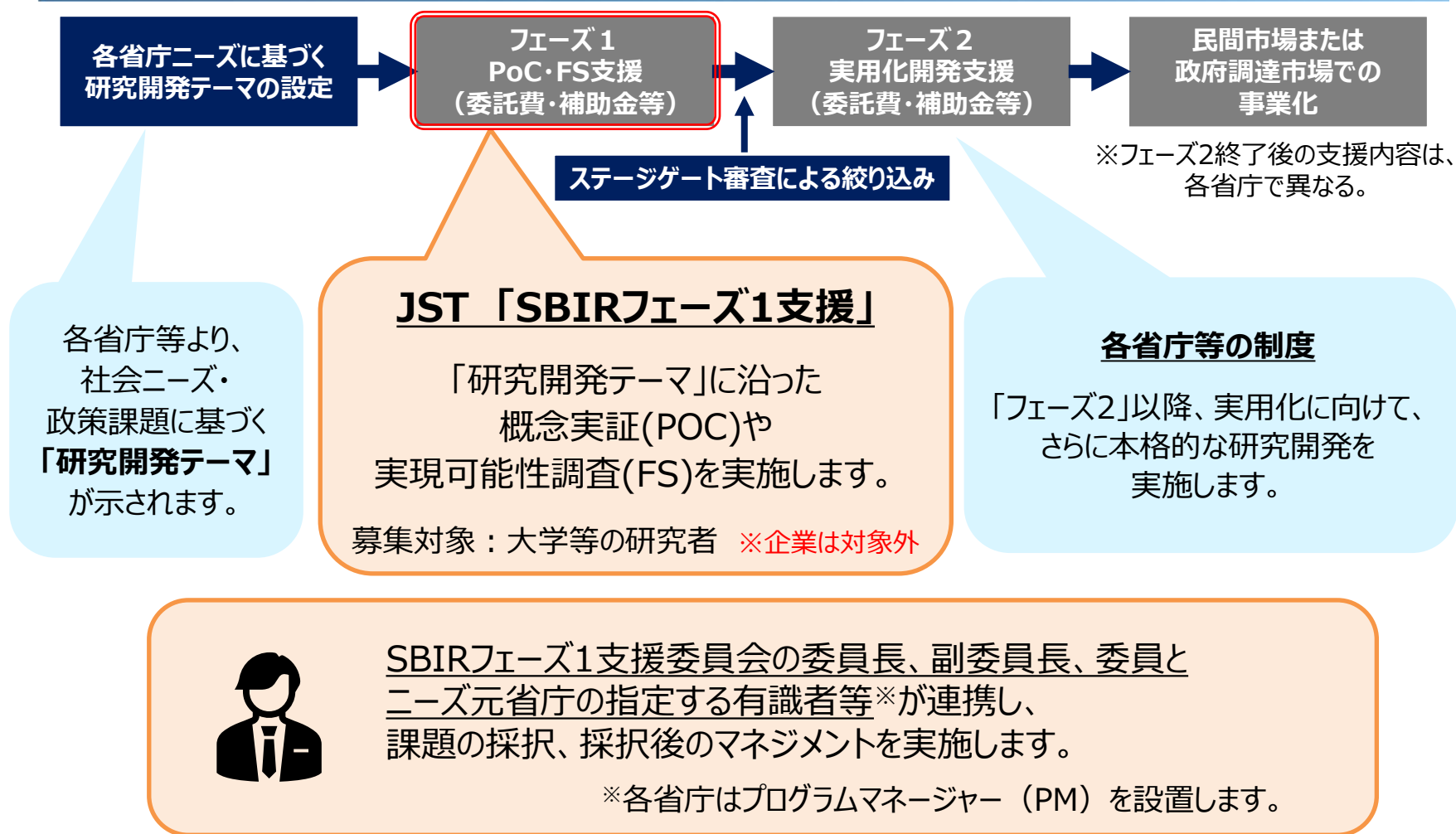
抜本改革の概要

- ①制度目的・実施体制の見直し（イノベーション政策としての位置づけを明確化）
- ②スタートアップ等への予算の支出機会の増大（支出目標の策定と実施）
- ③各省統一的な運用と社会実装の促進によるスタートアップ等の機会拡大

【SBIR制度特設サイト】 <https://sbir.csti-startup-policy.go.jp/>



日本版SBIR制度における「SBIRフェーズ1支援」



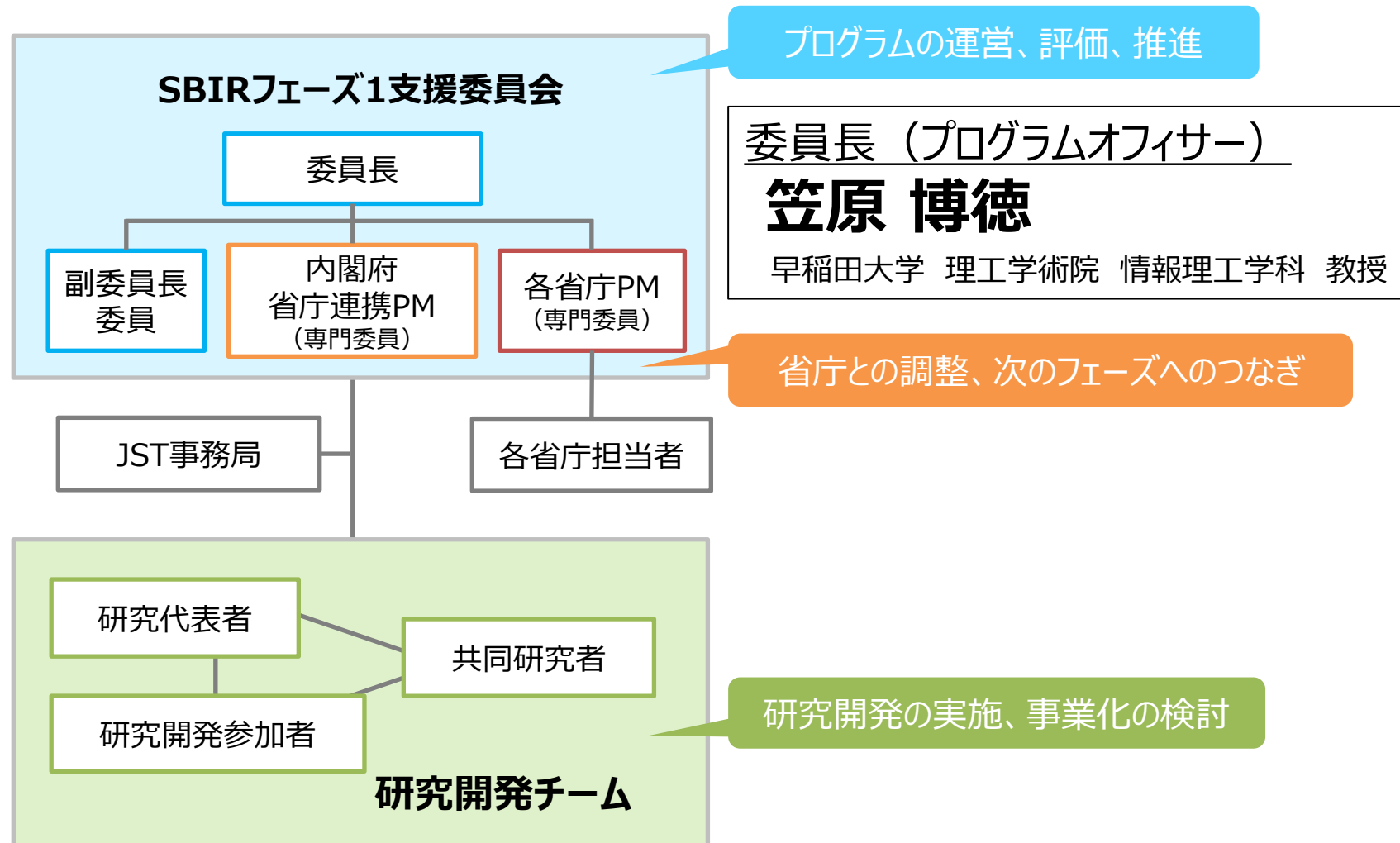
【SBIRフェーズ1支援 事業概要】 <https://www.jst.go.jp/start/sbir/index.html>

“フェーズ1”終了時の目標

- ・概念実証（POC）や実現可能性調査（FS）が完了していること。
- ・ビジネスモデルの検討が十分に進んでいること。
- ・知財戦略の検討が十分に進んでいること。

※研究開発テーマごとに上記に加えて別途「フェーズ2への移行条件」を設けています。
詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

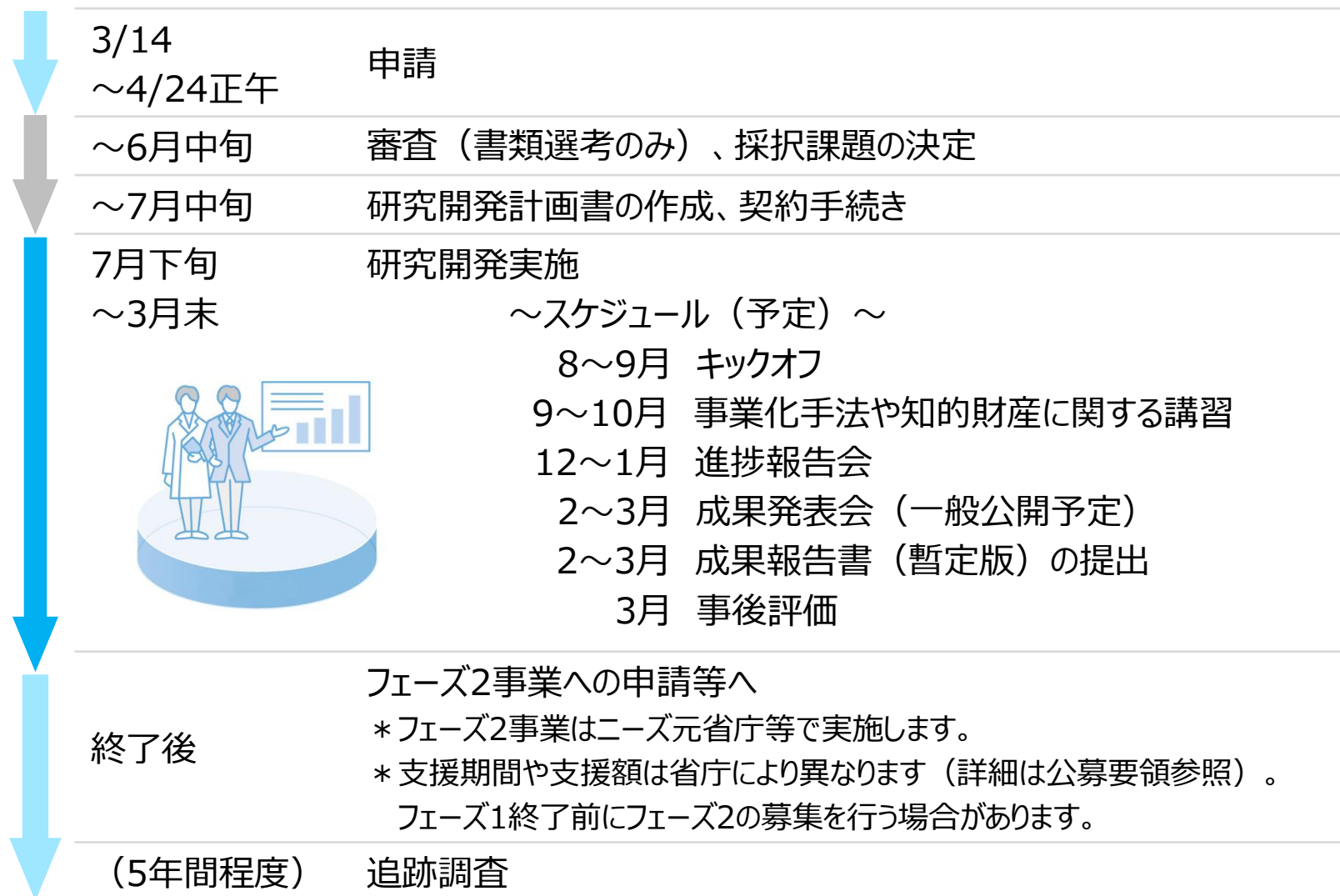
実施体制



公募・プログラム概要

プログラム名	SBIRフェーズ1支援
募集対象	大学等の研究者 (起業を目指す者／既存中小企業（設立15年以内）への技術移転を目指す者) ※一部、技術移転が対象外の研究開発テーマがあります。
対象分野	各省庁等における社会課題や政策ニーズを元に設定された 「研究開発テーマ」に対応する分野
研究開発費	上限750万円（直接経費） ※研究開発費は、予算希望額の多寡にかかわらず、研究開発計画等の妥当性について 厳密な審査を行い、査定を経て決定します。 ※間接経費（原則、直接経費の30%）を別途措置します。
研究開発期間	2025年7月下旬 ～ 2026年3月末 （8ヶ月程度）
公募期間	2025年3月14日（金） ～ 4月24日（木） 正午
選考期間	2025年4月下旬～6月中旬頃 （書類選考のみ）
採択件数	9件程度

活動実施の流れ



これまでの実績

フェーズ2事業への採択

2021年度採択 **21** 課題中 **8** 課題がフェーズ2事業に採択
2022年度採択 **12** 課題中 **6** 課題がフェーズ2事業に採択
2023年度採択 **5** 課題中 **3** 課題がフェーズ2事業に採択

※フェーズ2事業は、ニーズ元省庁等で実施

設立スタートアップ^o 7社

会社名	設立年月	研究機関
株式会社エキュメノポリス	2022年5月	早稲田大学
株式会社ハイパーデジタルツイン	2022年5月	芝浦工業大学
志エンボディ合同会社	2022年11月	愛媛大学
株式会社ロボティクスセーリングラボ	2023年4月	大阪公立大学
株式会社ayumo	2023年6月	大阪南医療センター
株式会社UMINeCo	2024年8月	東京農工大学
株式会社ニューディメンジョンDNA研究所	2024年10月	静岡大学

(2024年12月時点)

研究開発テーマ（一覧）

（１）～（９）から１つ選択し、申請書に記載

番号	ニーズ元	フェーズ2 実施機関	タイトル
(1)	総務省	NICT	Beyond 5G の実現、同技術を活用したサービスの社会実装・市場展開を見据えた研究開発
(2)	厚生労働省	厚生労働省	多様化する障害像を見据えた 自立支援機器 の開発
(3)	農林水産省	BRAIN	森林由来 の資源を活用した 新素材・原料 の研究開発（エネルギー利用を除く）
(4)	国土交通省	国土交通省	海事分野のDX推進 、生産性向上、労働負担軽減、安全・安心の確保等に資する研究開発
(5)	国土交通省	国土交通省	海事分野の GX 推進、脱炭素社会 の実現に資する研究開発
(6)	環境省	環境省	CO₂吸収・回収・分離・利用 （固定）に関する技術開発
(7)	環境省	環境省	AIを活用した Climate Tech 開発
(8)	内閣府 （京都府）	BRAIN	廃棄による食品ロスの原因になっている 未利用農産物等の高付加価値化 を可能とする技術開発
(9)	内閣府 （京都府）	環境省	複合素材によるプラスチック類や汚染度が高い プラスチック類等 を対象とした ケミカル・マテリアルリサイクル の手法の技術開発

※募集予告に掲載していた以下の研究開発テーマは、公募を行わないことになりました。

林業の安全性の向上・労働負担の軽減・生産性の向上に資する技術の研究開発（ニーズ元省庁：農林水産省）

研究開発テーマ（詳細）

※ステージゲート審査やフェーズ2以降の事業情報等については、今後の予算状況等に応じて変更となる可能性があります。

- 社会課題／政策課題
 - 研究開発内容（技術の具体例）
 - 社会実装方法
- ※起業または技術移転

第2巻 公募・選考

(7) AIを活用したClimate Tech開発（ニーズ：環境省）
社会課題/政策課題 気候変動の抑制と成長の両立につながる科学技術やグリーンイノベーションが、政府や企業等の協定に対して制度を伴う市場や消費者や事業者となる国別に提供・評価・活用されるよう、国際競争の向上を図り、行動変革につなげていく取組が必要（国・民間協力を推進）。
AIやIoT、そしてビッグデータによる新しい情報技術の進展が進む中で、データが集積され、利用されるデジタル分野のプラットフォームビジネスが様々な産業領域で創出され、産業構造に影響を及ぼしている。
気候変動への対策に当たっては、緩和策と適応策の両面の研究・技術開発が必要であり、また、特に、気候変動及びその影響の軽減・予測の要となる高度化・精緻化、将来の気候変動に備えた農業・生活策において、ITやAI、ビッグデータ等の新たな活用が期待される。
研究開発内容（技術の具体例） AIを活用したClimate Tech（気候変動の解決のための技術）開発を主眼とすると、一例を以下に示す。 ・地域脱炭素化のデジタルソリューション、プラットフォームを通じたサプライチェーン全体でのGHG排出量削減の可視化。 ・遠隔地スマートフォンのカメラやセンサーをセンサー技術、ドローンとの連携運用を活用したモダリティシフトによる地域におけるCO₂削減効果の「見える化」開発。 ・衛星で取得した解析データによる、カーボンクレジット創出への新たなビジネスモデルの開発。
社会実装方法 ・起業による技術シーズの事業化。 ・大学等がスタートアップを含む既存中企業（設立15年以内）への技術移転による技術シーズの事業化。
ステージゲート審査実施時期（予定） 令和6年度前半
フェーズ2事業概要（予定） 実施機関：環境省 事業名：イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業

38

第2巻 公募・選考

事業期間：令和6年度前半～1.5年 事業形態：間接補助 ※環境省が指定する補助事業費から研究開発を実施する事業者へ間接補助金を交付。 交付額：対象経費（最大4,500万円）の3分の2 募集対象：企業 ※起業を前提としてフェーズ2を実施した場合、起業前でもフェーズ2への応募が可能だが、交付決定までに起業が完了している必要がある。 ※共同研究や資金共済等による大学等への資金配分は可能。
事業化までのロードマップ フェーズ1での達成目標/フェーズ2への移行条件： ・フェーズ1終了時点において、PS及びPOCを完了し、事業化が見込める技術的進展を得ること、および有望な事業モデルが想定されている状態を目指す。 ・フェーズ2への移行にあたっては、有識者委員会によるステージゲート審査において、研究開発の必要性、独創性、有効性及び社会実装性等が認められ、採用に足る評価を得ること。 フェーズ1実施後が研究費の場合は法人の設立。 ・フェーズ2移行による製品化及び事業化に向けた支援を実施する。 フェーズ2での達成目標： ・フェーズ2終了時点において、実環境での技術検証ができており、資金面も含め事業化・実用化の前進が図られている状態を目指す。 フェーズ2終了後の支援内容： ・必要に応じて、政府の実証事業等、支援事業を紹介。 想定するゴール： ・民間企業、民間市場での事業化。
研究開発テーマ・フェーズ2の事業内容に関する問い合わせ先 環境省 総合政策課 環境研究技術部 TEL: 03-6205-8276 / email: soken-keng@atenv.go.jp（※"AT"部分を @ に変えてください） ホームページ: https://www.env.go.jp/page_01547.html

39

- 事業化までのロードマップ
フェーズ1での達成目標／
フェーズ2への移行条件／
フェーズ2で得られる支援内容／
想定するゴール 等
※スライド5「フェーズ1」終了時の目標」に加えて、テーマごとに別途設けている「フェーズ2への移行条件」を記載しています。

- ステージゲート審査実施時期（予定）
- フェーズ2事業概要（予定）
実施機関／事業名／事業期間／事業形態
／委託費・補助対象経費／募集対象 等

- 研究開発テーマ・フェーズ2
の事業内容に関するお問い合わせ先

選考の観点の1つは、**研究開発テーマとの関連性**です。

（選考の観点については、スライド26および公募要領「2.10 選考の観点」を確認してください。）

提案の際は、学術的関心等による研究に留まらず、事業化を見据えた上で、
これらのニーズにいかに関与するか、どのように事業化を目指すのか、ビジネス面を含めて明確にしてください。

研究開発テーマ（1）

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

Beyond 5Gの実現、同技術を活用したサービスの社会実装・市場展開を見据えた研究開発

ニーズ元	総務省	社会実装の方法	起業・技術移転
研究開発内容 (技術の具体例)	総務省の情報通信審議会中間答申「Beyond 5G に向けた情報通信技術戦略の在り方」（令和4年6月30日）における「産学官で取り組むべき Beyond 5G 研究開発10課題」等を想定。 ① オール光ネットワーク技術 ② オープンネットワーク技術 ③ 情報通信装置・デバイス技術 ④ ネットワークオーケストレーション技術 ⑤ 無線ネットワーク技術 ⑥ NTN（非地上系ネットワーク）技術 ⑦ 量子ネットワーク技術 ⑧ 端末・センサー技術 ⑨ E2E（エンドツーエンド）仮想化技術 ⑩ Beyond 5G サービス・アプリケーション技術 10課題の詳細は中間答申を参照： https://www.soumu.go.jp/main_content/000822641.pdf		

研究開発テーマ（2）

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

多様化する障害像を見据えた自立支援機器の開発

ニーズ元	厚生労働省	社会実装の方法	起業・技術移転
研究開発内容 (技術の具体例)	障害者の真のニーズを捉えながらも汎用性を見据えた製品開発及び、製品の継続的な提供を視野に入れた支援機器の研究開発を対象とする。 以下に具体例を示す。 ・ 障害児・者の知的及び認知機能を補助し、自立生活を支援する機器 ・ 障害者の就労及び就労に関連する活動（通勤、身支度、在宅勤務等）を支援する機器 ・ 障害児・者の日常生活関連活動（家事、買い物、外出時の移動・経路案内、金銭管理等）を支援する機器 ・ 障害児・者の余暇活動（遊び、趣味、スポーツ等）を支援する機器 ※技術はあるが、既存の製品として広く流通していないものが望ましい。 機器にはシステム、アプリケーションの開発を含む。 ※医療機器は対象外とする。 医療機器に該当するか判断できない場合は、事前に都道府県薬務課へ問い合わせること。		

申請様式1 8-1. (4) で
医療機器に該当しないことを
明記いただきます。

研究開発テーマ（3）

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

森林由来の資源を活用した新素材・原料の研究開発（エネルギー利用を除く）

ニーズ元	農林水産省	社会実装の方法	起業
研究開発内容 (技術の具体例)	- 化石資源由来のプラスチック等を代替する森林由来の資源（木材や竹材など森林生態系を構成する資源であり、かつ、事業化に相応する資源ポテンシャルを有するもの）及びその成分を活用した新素材・原料の開発 例）製造コストの低減につながる機能性セルロース系繊維の開発 - 撥水性微細セルロース素材の開発 - リグニンや抽出成分を原料としたバイオマスプラスチック素材の開発 - 木粉やパルプ、竹繊維等の化学的処理による機能性素材の開発 - 製品の性能向上などの経済優位性やリサイクル性、製品の軽量化、長寿命化などの環境適合性といった、既存素材への優位性及び市場性を有する森林由来の資源を活用した新素材の用途開発 例）燃費や断熱性能の向上など環境負荷低減に資する製品の開発 - リサイクル性を有する自動車部材の開発 - 紫外線劣化を抑制する太陽光発電用部材の開発 ※ 木材の加工及びエネルギー供給に係る技術は対象外。 ※ 森林由来の資源を活用するメリットや必然性が明確でないもの（農業系バイオマス等の利用が優位と思われるものなど）は対象外。 ※ 森林由来の資源を活用することで、山村地域に利益の還元が見込める技術を高く評価します。		

研究開発テーマ（４）

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

海事分野のDX推進、生産性向上、労働負担軽減、安全・安心の確保等に資する研究開発

ニーズ元	国土交通省	社会実装の方法	起業・技術移転
研究開発内容 (技術の具体例)	海事分野のDX推進、生産性向上、労働負担軽減、安全・安心の確保等に資する技術全般を対象とする。 一例を以下に示す。 - デジタル電動ウインチ等、荷役設備の電動化・自動化による荷役時間の短縮に繋がる技術の確立 - 自動運航システム、自動離着桟システム等、安全性の向上、船員の労働環境改善等に資する航行・離着桟時の自動化技術の確立 - 他船や障害物を検知するセンサー等、船員負担低減に資する電動化・自動化技術の構築と評価、及び安全対策の実証 - 船員の整備作業等の負担軽減に繋がる船舶の遠隔からの監視（状態把握）、制御（操作）等に必要な技術の確立 - 船舶の安全運航や事故防止に資する船員補助技術の確立 - 船舶建造に係る作業工程の最適化に繋がる、設計・建造過程のデジタル一元管理技術の確立、及び、モデル船型図面から造船所の設備等に合わせた詳細設計の作成支援が行えるシミュレーション技術の確立		

研究開発テーマ（5）

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

海事分野のGX推進、脱炭素社会の実現に資する研究開発

ニーズ元	国土交通省	社会実装の方法	起業・技術移転
研究開発内容 (技術の具体例)	海事分野のGX推進、脱炭素社会の実現に資する技術全般を対象とする。 一例を以下に示す。 ・ゼロエミッション燃料に対応可能な船用機器や関連部材の開発 ・ゼロエミッション燃料の円滑な補給を可能とするバンカリング技術の開発 ・電気推進システム、船用バッテリー及び関連機器の開発 ・高効率エンジンや高効率プロペラ等、省エネルギー化につながる技術（船体設計を含む）の確立 ・運航効率の改善と定時制の両立に繋がる運航支援技術の確立 ・クリーンエネルギーの安定供給等を支える船舶に対応可能な船用機器や関連部材の開発		

研究開発テーマ（6）

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

CO₂吸収・回収・分離・利用（固定）に関する技術開発

ニーズ元	環境省	社会実装の方法	起業・技術移転
研究開発内容 (技術の具体例)	CO₂吸収・回収・分離・利用（固定）に関する技術開発全般を対象とする。 一例を以下に示す。 • DAC（Direct Air Capture、直接空気回収技術）装置の開発 • CO₂の吸着剤や分離装置 • CO₂を吸収固定したバイオプラスチック ※既存の手段や取組等については、「バイオプラスチック導入ロードマップ」（令和3年1月）参照。 • CO₂吸収源の植物資源及び海洋生態系を活用した技術開発 • CO₂吸収に関するモニタリング技術 ※ エネルギー起源CO₂の排出削減に資する研究開発課題は本事業の公募対象としない ※フェーズ2の募集対象は企業に限ります。 起業を目指してフェーズ1を実施した場合、フェーズ2事業への応募時点で 起業している必要があります。		

研究開発テーマ（7）

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

AIを活用したClimate Tech開発

ニーズ元	環境省	社会実装の方法	起業・技術移転
研究開発内容 (技術の具体例)	AIを活用したClimate Tech（気候変動の解決のための技術）開発全般を対象とする。 一例を以下に示す。		
	・ 地域脱炭素化のデジタルソリューション。 プラットフォームを通じたサプライチェーン全体でのGHG排出量の可視化。 ・ 遠隔地スマートフォンカメラやテレプレゼンス技術、ドローンの遠隔操作を活用したモータールシフトによる地域におけるCO2削減効果の「見える化」開発。 ・ 衛星で取得した解析データによる、カーボンクレジット創出への利用などユースケース開発。		
※フェーズ2の募集対象は企業に限ります。 起業を目指してフェーズ1を実施した場合、フェーズ2事業への応募時点で 起業している必要があります。			

研究開発テーマ（8）

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

廃棄による食品ロスの原因になっている未利用農産物等の高付加価値化を可能とする技術開発

ニーズ元	内閣府（京都府）	社会実装の方法	起業
研究開発内容 （技術の具体例）	- 農場、食品加工場等で廃棄されている食品を原材料として、新たな製品を作成するための技術開発を対象とする。（例えば、規格外農産物を加工し、人が口にすることが可能な形へ再構築するようなアップサイクルを実現する技術。） - 原料となる食品ロスに関しては、有償で購入することを前提としたビジネスモデルを必要条件とし、正規品に近い卸価格で生産者が販売できることが望ましい。（研究開発段階では無償提供でも問題はない。） - 具体的には以下のような技術を想定。 ✓ 規格外作物や食品工場からの端材を対象に、冷凍・乾燥・粉末化等の処理を行うことで高付加価値化を実現する技術。 ✓ 未利用食材に対して処理をすることで工業製品・素材（エタノール、香料、コンクリート等）に加工・製造する技術。 - 上記に含まれない技術の開発を排除するものではないが、技術の活用によって高付加価値な製品化を目指すものに限る。 ※ 未利用作物を安価な原材料として一般の畜産飼料化するようなものは対象外。		

研究開発テーマ（9）

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

複合素材によるプラスチック類や汚染度が高いプラスチック類等を対象としたケミカル・マテリアルリサイクルの手法の技術開発

ニーズ元	内閣府（京都府）	社会実装の方法	起業・技術移転
研究開発内容 （技術の具体例）	・ 現在ケミカル・マテリアルリサイクルが行われていないようなプラスチック類を、リサイクルを可能とするような技術の研究開発を対象とする。 リサイクル技術の具体的な内容としては、マテリアルリサイクルによりプラスチックとして再生利用を可能とする技術やケミカルリサイクルにより基礎化学品を製造する技術を想定している。 ・ 対象とするプラスチック類としては以下のようなものを想定している。 ✓ 家庭から排出されるような、汚れが付着した状態のプラスチック類 ✓ 多層のフィルムや混紡した化学繊維等の複合素材のプラスチック類 ✓ 漂流ごみや漂着ごみ等の海洋ごみにおけるプラスチック類 ・ 上記に含まれないプラスチック類についても、現在ケミカル・マテリアルリサイクルが実施されていないものであれば、技術の開発を妨げるものではない。 ※ペットボトル等のリサイクル技術が確立されたものに対するリサイクル技術の高効率化を目的とした技術開発は除外する。		

※起業を目指してフェーズ1を実施した場合、起業前でもフェーズ2への応募は可能ですが、交付決定までに起業が完了している必要があります。

応募の要件（一部）

● 研究代表者が申請の核となる技術シーズの発明者であること

※技術シーズ：事業化を目指す上で必要となる研究成果等

※当該研究成果に関する特許を取得していることが望ましい

● 以下のいずれかを目指していること

a) 事業終了後の起業による技術シーズの事業化（事業実施中の起業も可）

b) 大学等発スタートアップを含む既存中小企業（設立15年以内）への技術移転による技術シーズの事業化

※一部、b) 既存企業への技術移転が対象外の研究開発テーマがあります。

※技術移転先企業の要件は公募要領「2.7.2 技術移転先企業の要件」（概要はスライド23に掲載）を参照してください。

応募の要件（一部）

●研究代表者、主たる共同研究開発者 （JSTから資金配分を受ける者）の所属機関が、以下を同時に満たすこと

a) 日本国内の研究機関であること

b) 下記のいずれかに該当すること

- ・国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人
- ・公益財団法人、公益社団法人
- ・一般財団法人、一般社団法人（※）

- ※1.旧制公益法人から移行したものであること、
- 2.非営利型法人であること、
- 3.定款に事業として「研究」を含むこと を満たしているものが対象。

※企業（上記にあてはまらないもの）は、JSTからの資金配分対象としません。

- ・JSTからの資金を受けずに参画することは可能です。
- ・大学等から企業等、及び他大学等への再委託はできません。

技術移転先企業の要件 （既存企業への技術移転を目指す場合）

●「技術移転先企業」は、以下を同時に満たすこと

a) 日本の法人格を保有する

b) 中小企業者に該当する

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律2条第14項に定められている以下の
資本金基準又は従業員基準（下表）のいずれかを満たす中小企業者に該当する法人

c) 設立15年以内である

d) みなし大企業に該当しない

e) 直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えない

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 （資本の額又は出資の総額）	従業員基準 （常時使用する従業員の数）
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（下記3業種を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※詳細は、公募要領「2.7.2 技術移転先企業の要件」を確認してください。

応募の制限

大学発新産業創出プログラム（START）と大学発新産業創出基金事業においては、重複実施の制限があります。

1. 同一の研究代表者は以下の＜対象となる制度＞（スライド25に示す①～⑦）のうち2つ以上の制度の支援を同時に受けることはできません。
2. 同一の研究代表者が、同一の制度へ複数課題を申請することはできません。
3. ＜対象となる制度＞のいずれも支援を受けていない場合、複数の＜対象となる制度＞に申請することが可能ですが、いずれかの制度の採択が決定した段階で、採択が決定した制度の支援を受けて申請中の制度を辞退するか、申請中の制度の審査結果を待つために採択が決定した制度の支援を辞退するか選択していただきます。
4. ＜対象となる制度＞のいずれかを実施中の場合の申請制限は、以下の通りです。
 - (a) 実施中の課題が最終年度以外の場合は、他の＜対象となる制度＞には申請することはできません。
 - (b) 実施中の課題が最終年度の場合、研究開発期間が複数年度である他の＜対象となる制度＞および研究開発期間の終了時期が実施中の制度よりも後となる単年度である他の＜対象となる制度＞には申請できます。ただし、採択された場合において、重複する研究開発期間がある場合、研究開始日等の調整を行います。
 - (c) 実施中の課題が最終年度の場合においても、研究開発期間の終了時期が実施中の制度と同一または実施中の制度よりも前である単年度である他の＜対象となる制度＞には申請できません。
5. 下記の＜対象となる制度＞に加え、公的資金を原資とし、スタートアップの創出を目的とするその他の制度に関しても、同一の技術シーズを用いる場合は1. と3. および4. と同様の扱いとします。

※詳細は、公募要領「2.11 重複申請・実施の制限について」を確認してください。

重複実施制限の一覧表

			大学発新産業創出基金事業				研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム		
			ディープテック・スタートアップ国際展開①	スタートアップ・エコシステム共創内の研究開発課題②	起業実証支援③	早晩プログラム ステージ2④	SBIRフェーズ1支援		スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題⑥
							起業による技術シーズの事業化を目指す場合⑤	技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合⑦	
研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム	SBIRフェーズ1支援	起業による技術シーズの事業化を目指す場合⑤	×	×	×	×	—	—	×
		技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合⑦	△	△	△	△	—	—	△
	スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題⑥		×	×	×	×	×	△	—

△：技術シーズが異なれば同時に実施可

※それぞれ技術シーズが異なることが条件となります。同一の技術シーズについて起業と技術移転で2件同時に実施することできません。

×

※どちらの制度にも採択されていない場合、両方に申請することは可能です。ただし、一方の制度の採択が決定した段階で、当該制度を実施するか、他制度の審査結果を待つために当該＜対象となる制度＞を辞退するか選択していただきます。

※どちらかの制度の研究代表者を務めている場合（最終年度である場合を除く）は応募出来ません。

実施中の課題が最終年度である場合の申請制限は、スライド24の4. を参照してください。

—：同時に申請不可（同一事業への複数申請は不可）

選考の観点

(1) 研究開発テーマとの関連性

- ・研究開発テーマにおけるニーズ元省庁の提示する社会ニーズ・政策課題の解決に貢献するか。

(2) 技術シーズ

- ・技術の基となる研究成果等が、独創性、新規性を有しているか。
- ・実現を目指す技術が、競合に対する優位性を有しているか。

(3) 事業化の可能性

- ・事業の実現性や成長性が期待できるか。
- ・知財戦略が明確で、事業に支障が無い。
- ・技術シーズの事業化に対する熱意を有しているか。
- ・申請時点での技術シーズの成熟度を適切に把握し、事業化に向けた検討ができているか。

(4) 研究開発計画

- ・事業化を目指すうえで、本研究開発期間中に達成しようとする目標が妥当か。
- ・設定した目標に対し、研究開発計画が妥当か。
- ・活動に向けて適切な体制となっているか。

(5) 利益相反、倫理面の配慮、他資金との切り分け、エフォート確保等に関する検討状況

申請書提出について

申請書様式

1) 様式1 (Wordで配布) ※必須

- ・基本情報
- ・技術シーズ
- ・製品・サービス／事業化の構想
- ・本支援期間中の目標、活動計画、体制 等

2) 様式2 (Excelで配布) ※必須

- ・予算計画

3) 様式3 (Wordで配布) ※既存企業への技術移転の場合のみ必須

- ・SBIRフェーズ1支援に係る誓約書

1つのPDFファイル
としてe-Radで提出

e-Rad入力画面

- ・概要、申請者（研究代表者、企業担当者）の基本情報等を入力
- ・申請書PDFをアップロード

申請締切：4月24日（木）正午

システムが混み合い時間がかかることがあるため、
余裕を持って手続きをお願いします。

申請書提出について

申請書様式

1) 様式1 (Wordで配布) ※必須

1. 目指す社会実装の方法
2. 研究開発テーマ
3. 課題名
4. 課題概要
5. 研究代表者等の情報
6. 研究開発分野
7. 技術シーズ
- 8-1. 製品・サービス
- 8-2. 事業化の構想
9. 事業化に向けた活動計画
10. 活動の推進体制
11. 研究代表者の略歴
12. 他制度での助成等の有無
13. 利益相反マネジメントにかかる申告

※文字サイズは【10.5pt以上】、フォントは【MS Pゴシック】としてください。

下線・太字・色を多用することは避けてください（読みやすいように留意してください）。

※7. 8. 9. 11. については、各項目でページ数を指定していますので確認してください。

ページ数の上限を超過している場合は、不受理にすることがあります。

e-Radへアップロードする際は、文字の記入要領、記入例を参照した上で、申請様式 1～3 を PDF 形式で1つのファイルに統合してください(合計 20 MB 以下)。

(申請様式 1)
ポイントをおさえ、実読者が読みやすいよう留意して作成してください。
※文字サイズは【10.5pt 以上】、フォントは【MS Pゴシック】としてください。
※7. 8. 9. 11. については、各項目でページ数を指定していますので確認してください。ページ数の上限を超過している場合は、不受理にすることがあります。

SBIR フェーズ 1 支援 - 申請書

年 月 日 提出

1. 目指す社会実装の方法
※取組まない研究開発は削除し、どれもか1つだけ選んでください。研究開発テーマによっては(2)は対象外となりますので、必ず
必ず実装や確認してください。
(1) 起業による技術シーズの事業化
(2) 大学等発スタートアップを含む既存中小企業(設立 15 年以内)への技術移転

2. 研究開発テーマ(1つ選択)
※取組まない研究開発は削除してください。複数選択する場合も、最も関連性の高いものを1つだけ選んでください。
(1) Beyond 5G の実現、同技術を活用したサービスの社会実装・市場展開を見据えた研究開発【総務省】
(2) 多様化する障害者を見据えた自立支援機器の開発【厚生労働省】
(3) 森林由来の資源を活用した新素材・原料の研究開発(エネルギー利用を除く)【農林水産省】
(4) 海事分野の DX 推進、生産性向上、労働負担軽減、安全・安心の確保等に資する研究開発【国土交通省】
(5) 海事分野の GX 推進、脱炭素社会の実現に資する研究開発【国土交通省】
(6) CO₂ 吸収・回収・分離・利用(固定)に関する技術開発【環境省】
(7) AI を活用した Climate Tech 開発【環境省】
(8) 廃棄物による食品ロスの原因となっている未利用農産物等の高付加価値化を可能とする技術開発【内閣府(京都府)】
(9) 複合素材によるプラスチック類や汚染度が高いプラスチック類等を対象としたケミカル・マテリアルリサイクルの手法の技術開発【内閣府(京都府)】

3. 課題名
※研究開発課題名を記入してください。課題が採択された場合、公開します。
※本項目の内容を e-Rad 上の「研究開発課題名」および「基本情報」研究目的」欄に転記してください。

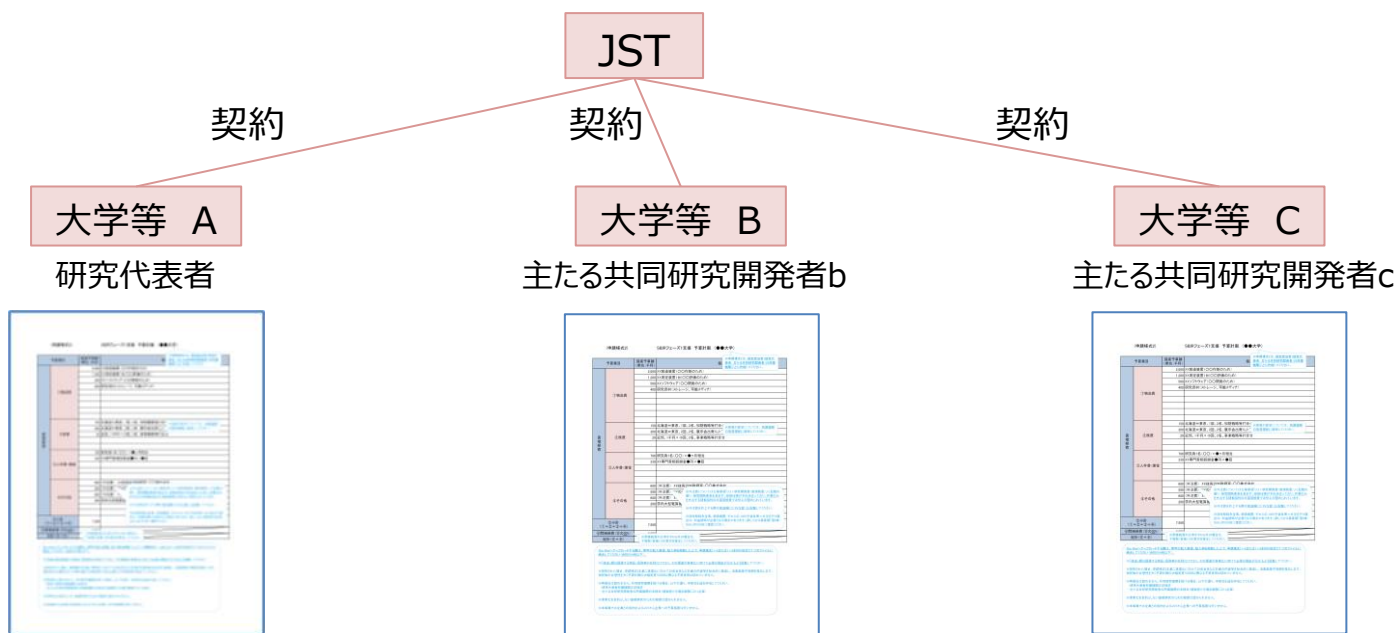
4. 課題概要
※課題概要を 150 文字以内で簡潔に記述してください(図、表の使用は不可)。
記載例 ○○○(技術シーズ)を利用して、○○○という課題を解決する○○○を開発する。さらに、○○○によって、○○○を行うスタートアップの設立/○○○を行う企業への技術移転を目指す。
※課題が採択された場合、JST プロジェクトデータベース(<https://projectdb.jst.go.jp/>) および START 事業ホームページ(<https://www.jst.go.jp/start/>)、プレスリリース等において公開されますので、公開を希望されない情報は含まれないようにしてください。なお、公開前に内容を再確認させていただきます。
※本項目の内容を e-Rad 上の「基本情報」研究概要」欄に転記してください。

申請書提出について

申請書様式

2) 様式2 (Excelで配布) : 予算計画 ※必須

・研究担当者（研究代表者、主たる共同研究開発者※）の所属機関ごとに作成してください。



※主たる共同研究開発者：

研究代表者の所属機関 A と異なる国内の大学等の研究機関 B で研究開発費を執行する場合、JST と研究機関 B（複数機関設けることも可能）が委託契約を直接締結します。研究機関 B における責任者を「主たる共同研究開発者」とします。

申請書提出について

申請書様式

3) 様式3 (Wordで配布) : SBIRフェーズ1支援に係る誓約書

※既存企業への技術移転の場合のみ必須

※本誓約書は既存企業への技術移転を目指す事業の申請書に添付します。
※申請書に添付する際は、書式の記入要領、記入例を参照し、また、申請書様式1～3をPDF形式で1つのファイルに組み立てていただき(合計201枚)を提出してください。

誓約書 (申請書様式3)

年 月 日

国立研究開発法人科学技術振興機構 殿

研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム(STARK)
プロジェクト推進型 SBIR フェーズ1 支援に係る誓約

研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム(STARK) プロジェクト推進型 SBIR フェーズ1 支援(以下、「本事業」という。)で申請する研究開発課題に関して、下記の事項を遵守することを誓います。

記

1. 研究代表者は、技術移転先企業担当者(以下、「企業担当者」という。)と協働で申請書を作成する。
2. 企業担当者またはその代理者は、JSTが実施する研究開発課題に関する進捗確認のための各種会議等へ出席する。
3. 技術移転先企業は、追跡調査(本事業終了後、5年程度実施予定)に協力する。
4. 本事業終了後(フェーズ2以降)は、技術移転先企業が主体となり、事業の実施を検討する。

以上

課題名: 「○○○○」 ※申請書様式3 課題名を転記してください。

企業担当者

所属機関: ○○株式会社

部 署: ○○事業部

役 職: ○○課長

氏 名: ○○ ○○

研究代表者

所属機関: ○○大学

部 署: ○○研究科

役 職: ○○研究員

氏 名: ○○ ○○

※Wordでの打ち込みで記入しません。
※印刷は不要です。

※Wordでの打ち込みで記入しません。
※印刷は不要です。

1. 研究代表者は、技術移転先企業担当者（以下、「企業担当者」という。）と協働で申請書を作成する。
2. 企業担当者またはその代理者は、JSTが実施する研究開発課題に関する進捗確認のための各種会議等へ出席する。
3. 技術移転先企業は、追跡調査（本事業終了後、5年程度実施予定）に協力する。
4. 本事業終了後（フェーズ2以降）は、技術移転先企業が主体となり、事業の実施を検討する。

上記の事項について**企業担当者**に確認した上で、
課題名、企業担当者、研究代表者について入力してください。

申請時の注意点

- e-Radでの応募には、「**研究インテグリティに係る情報入力**」が必須です。

※e-Radの改修（2022年3月15日）以降、登録をしていない場合は必ず行ってください。

※登録が完了していない場合、本公募へ申請できません（エラーになります）。

※操作方法の詳細は、公募要領「5.2 e-Radを利用した応募方法」を確認してください。

研究者情報の修正

研究者の基本的な情報の登録／修正を行います。

基本情報 研究分野 所属研究機関

所属する研究機関

所属情報の管理は、所属する研究機関の事務代表者/事務分担者が行います。情報が誤っていることが発覚した場合には、対象の研究機関の事務代表者/事務分担者へ修正を依頼してください。

e-Rad外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況

(1) e-Rad外の研究費

契約の種類	相手機関(相手機関の国名) 制度名 (研究期間)	研究課題名	予算額	エフォート (%)	機密保持型 約請結育無	開除
行の追加						

(2) (兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む) 現在の全ての所属機関・役職

兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等	相手機関の所在地	開除
行の追加		

(3) 誓約状況

寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告しているか。

☒ 報告している

名前表示にカーソルを合わせると出てくる【研究者情報の確認・修正】をクリックし、「所属研究機関」タブで操作を行います。

(1) e-Rad外の研究費

(2) 現在の全ての所属機関・役職

(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む)

について該当があれば入力し、適切に所属機関に報告していることを確認。

(3) 誓約状況

チェックボックス「報告している」をチェック。

申請時の注意点

- 本公募は、「**安全保障貿易管理**」の要件化対象のため、e-Rad申請時の基本情報タブで安全保障貿易管理に関する入力項目があります。

公募要領「4.4 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）」およびe-Radの記載内容を確認し、所属機関において安全保障貿易管理への対応が未整備の場合は、「リスト規制対象貨物の輸出又は技術の提供の予定の有無」へ回答してください。

The screenshot shows the e-Rad application interface. At the top, there are four tabs: '基本情報' (Basic Information), '研究経費・研究組織' (Research Costs/Research Organization), '個別項目' (Individual Items), and '応募・受入状況' (Application/Status). The '基本情報' tab is selected and highlighted with a red box. Below the tabs, the '基本情報' section contains fields for '研究期間(西暦)' (Research Period in Gregorian Calendar) with a '必須' (Required) label, '最短研究期間: 1年 最長研究期間: 1年' (Shortest/Longest Research Period: 1 year), and '研究分野(主)' (Main Research Field) with a '必須' label. There are also search and clear buttons. Below this, the '安全保障貿易管理' (Security Trade Management) section is shown. It contains a paragraph explaining the requirement for security trade management, followed by a question: 「本公募を通じて取得した（する）貨物・技術であって、外国為替及び外国貿易法のリスト規制に該当する貨物・技術か。提供は、国外への提供に加え、非居住者への国内での提供、非居住者の強い影響を受ける居住者への国際での提供」. Below this, there is a note about the details of security trade management and a URL. At the bottom, there is a question: 「リスト規制対象貨物の輸出又は技術の提供の予定の有無」 (Whether there is a plan to export goods subject to list restrictions or provide technology). This question is highlighted with a red box, and it has three radio button options: a question mark icon, 'あり' (Yes), and 'なし' (No), with 'なし' being selected.

基本情報

研究経費・研究組織

個別項目

応募・受入状況

基本情報

研究期間(西暦) **必須**

最短研究期間: 1年 最長研究期間: 1年

(開始) 年度から(終了) 年度まで

研究分野(主) **必須**

研究の内容 **必須**

研究の内容を検索 クリア

安全保障貿易管理

本公募は安全保障貿易管理の要件化対象の公募です。
所属研究機関の安全保障貿易管理体制が未整備又は整備中となっているため、以下について回答してください。

「本公募を通じて取得した（する）貨物・技術であって、外国為替及び外国貿易法のリスト規制に該当する貨物・技術か。提供は、国外への提供に加え、非居住者への国内での提供、非居住者の強い影響を受ける居住者への国際での提供」

なお、質問に「あり」と回答した場合は、所属研究機関の安全保障貿易管理の体制について、外国為替及び外国貿易法、又は本事業終了のいずれか早い方までに整備が必要です。また、契約時まで、所属研究機関から、安全保障貿易管理体制を構築する必要があります。（体制整備に関すること及び誓約書提出については、所属研究機関の事務担当部署に確認してください。）

※安全保障貿易管理の詳細は、次のURLから確認してください。
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html>

リスト規制対象貨物の輸出又は技術の提供の予定の有無 ? ☐ あり ☒ なし

所属機関において安全保障貿易管理への対応が未整備の場合は必ず回答してください。

※所属機関の安全保障貿易管理体制が整備済みであれば、本項目は表示されません

申請時の注意点

- 募集締切時に、応募が完了していない提案は審査対象外です。
(締切後の差し替えも対応不可)

※応募のステータスを確認し、「配分機関処理中」又は「受理済」となっていれば、
応募が完了しています。

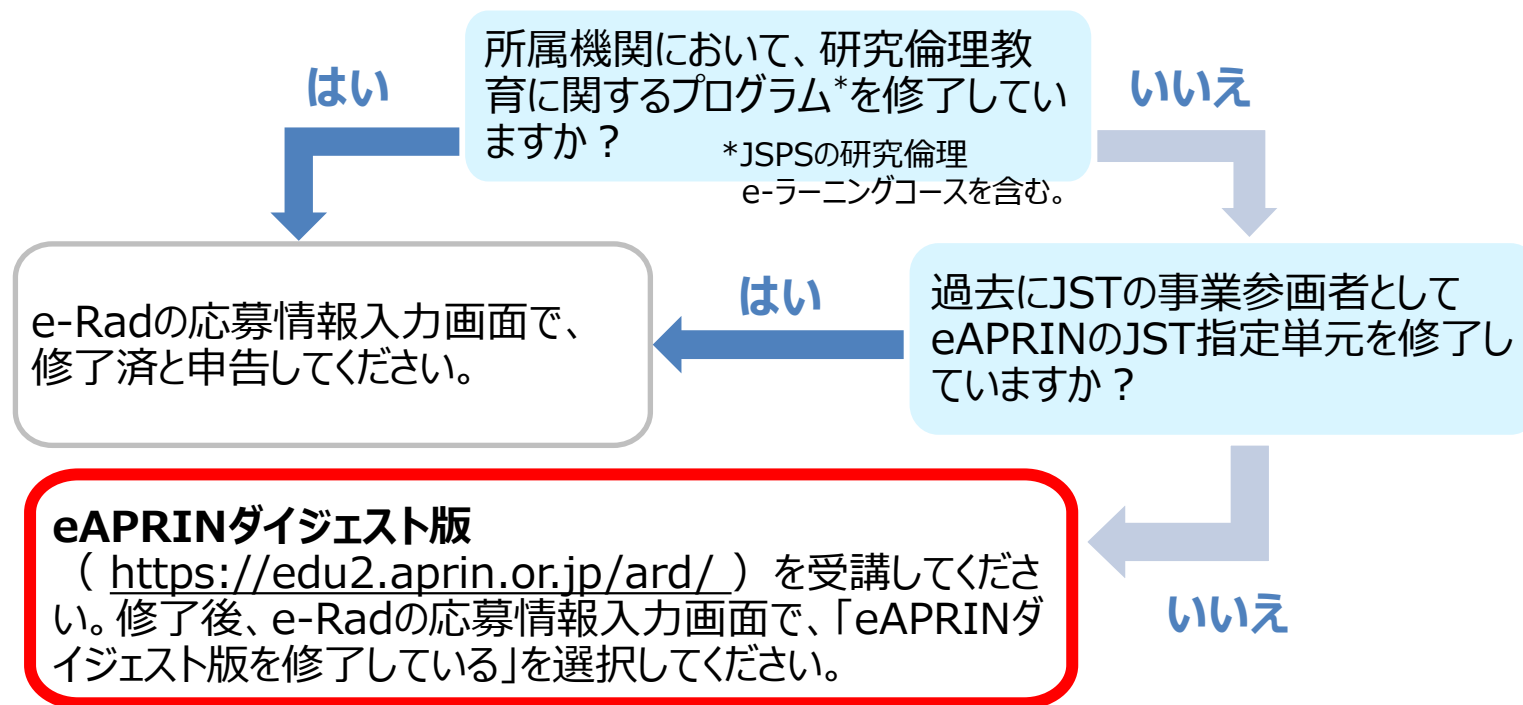
※提出が完了したら、申請の種類（ステータス）より、申請が正しく行われていることを
念のため確認してください。

課題年度 (西暦)	課題ID	公募名	応募番号	研究機関名	課題 の 状態	申請の 種類 (ステータス)	編集/各種申請、 実績報告	応募 内容 提案 書ダウンロード
		研究開発課題名	採択番号	研究代表者				
2022					応募中	配分機関処理中 申請中	申請可能な 手続きへ	
			-					

- 申請書は様式1～2または様式1～3を統合してPDFファイルに変換し、
正しく閲覧できるか確認してからご提出ください。
- 応募に際しては、研究代表者、及び主たる共同研究開発者の e-Radの研究者ID
が必要です。
- e-Radへ必要事項を入力の上、申請書をアップロードしてください。
※郵送、持ち込み等、e-Rad以外の応募は受け付けません。

研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究代表者は「研究倫理教育に関するプログラム」を修了していることが申請要件です。**修了していることが確認できない場合は、要件不備となります。**



※研究代表者以外については、申請時の受講・修了は必須としません。
採択された場合、原則として全ての研究参加者について研究倫理教育に関するプログラム（所属機関で実施するプログラム、eLCoRE、eAPRIN等）の受講を必須とします。詳細は、公募要領「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を確認してください。

利益相反マネジメントに関する申告について

申請様式1「13. 利益相反マネジメントにかかる申告」で(1)(2)への該当有無を確認してください。
該当有無にかかわらず、回答必須です。

(1) 本申請の参画機関（技術移転先企業を含む）が、
下記に該当する機関ですか？

※該当する場合は、所属機関の利益相反委員会等に
問題ないか確認してください。

- a. 研究担当者等の研究開発成果を基に設立した機関。
- b. 研究担当者等が役員に就任している機関。
- c. 研究担当者が株式を保有している機関。
- d. 研究担当者が実施料収入を得ている機関

はい

申告が必要です。

該当内容を記載してください。

いいえ

マネジメント対象外。

(1)(2)いずれも該当しなければ、
「該当しない」を選択してください。

(2) 本申請の参画機関（技術移転先企業を含む）が、
JSTが出資する機関ですか？

はい

申告が必要です。

該当内容を記載してください。

いいえ

マネジメント対象外。

(1)(2)いずれも該当しなければ、
「該当しない」を選択してください。

その他の留意点

- **申請・実施について、所属機関、技術移転先企業との同意が得られていることが必要です。**
 - ※申請書、e-Rad での登録情報に、所属機関の情報、技術移転先企業及び企業担当者の情報を記載していただきます。
 - ※特に技術移転の場合は、申請、研究開発実施、各種会議への出席、追跡調査への協力に関して、当該企業の同意が得られていることが必要です（申請様式3を提出）。
 - また、フェーズ2以降は技術移転先企業が主体となって事業の実施を検討していただきます。
- **スタートアップの設立や技術移転に関してその技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等（特許出願人等）の同意が得られていることが必要です。**
- **起業（登記等）のための費用、企業活動（営業等）への費用執行はできません。**
 - 事業実施中に起業した場合も、大学での研究開発要素のみ、継続可能です。
- **申請書及び申請者情報、研究開発計画書、成果報告書等は、委員会メンバーの他、審査に携わる外部有識者、ニース元省庁の指定する有識者、内閣府及びニース元省庁担当者等の守秘義務を負った関係者に共有する場合があります。**
- **終了後5年程度の追跡調査にご協力いただきます。**

e-Radのの不具合に備えて

- e-Radは**締切数時間前から大変混雑し、動作が遅くなる場合があります。**
余裕をもって手続きをお願いします。
- **「研究インテグリティに係る情報」は必ず登録してください。**
 - ✓ e-Radログイン後の【研究者情報の確認・修正】メニューから行えます。
※操作方法の詳細は、公募要領「5.2 e-Radを利用した応募方法」を確認してください。
 - ✓ 代表者および主たる共同研究開発者について登録が完了していないと応募ができません。
 - ✓ 「e-Rad外の研究費」に対象契約を記入する場合、予算額がない場合も空欄にせず0を入力してください。
- **締切当日の引き戻しは控えてください。**システム遅延により申請が間に合わない可能性があります。
- **トラブル発生に備えて、事前に問い合わせ窓口を確認しておいてください。**

e-Radの操作方法に関する問い合わせ	e-Radヘルプデスク	電話番号：0570-057-060(ナビダイヤル) 受付時間：9:00～18:00（平日）
事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST スタートアップ・技術移転推進部 スタートアップ第1グループ	E-mail：sbir-one@jst.go.jp ※緊急時を除き、電子メールでお願いします。 電話番号：03-5214-7054 受付時間：10:00～17:00（平日）

問い合わせ先

国立研究開発法人科学技術振興機構
スタートアップ・技術移転推進部
スタートアップ第1グループ
(SBIRフェーズ1支援担当)
E-mail : sbir-one@jst.go.jp

- ・JSTホームページ : <https://www.jst.go.jp>
- ・STARTホームページ : <https://www.jst.go.jp/start>
- ・公募情報 : <https://www.jst.go.jp/start/sbir/call2025.html>
(公募要領・申請書)